

自立訓練(生活訓練)

人員基準	従業者	生活支援員	常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者を10で除した数の合計数以上 (1人以上は常勤) ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者		
		地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上		
		サービス管理責任者	利用者数が60人以下	1人以上	
			利用者数が61人以上	1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上	
			※ 1人以上は常勤		
	※ 訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと				
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)			
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること			
	相談室	間仕切り等を設けること			
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること			
	指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあたっては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること (指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる) <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室 : 居室の定員1人、居室面積が収納設備等を除き、7.43 m²以上 ・ 浴室 : 利用者の特性に応じたものであること 				